

漁船リース事業、新リース事業 共通Q&A【新型コロナウイルス感染症関連】

	質 問	分 類	回 答
1	新型コロナウイルス感染症の影響でリース料の支払が困難となっています。リース料の支払を猶予してもらうことは可能ですか。(主旨)	【新型コロナウイルス感染症関連】	新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の影響により漁業経営等への大きな支障が出ている状況を踏まえ、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(以下、漁船リース事業)、水産業成長産業化沿岸地域創出事業(以下、新リース事業)の借受者のリース料の支払の負担軽減を図るため、令和6年4月から令和7年3月までの支払分を対象にリース料の支払を1年間猶予できるようにしました。 なお、リース料の支払は、リース事業者の金融機関への債務返済とセットであり、この返済金の猶予も必要となるため、支払猶予の申請にあたっては、リース事業者と十分に協議して頂く必要があります。
2	リース料の支払を猶予してもらう場合、どのような手続きが必要となりますか。その際には、承認を受けている成果目標KPI等の見直しが必要ですか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	漁船リース事業では、事業計画書について、水産庁長官の変更承認を受ける必要があります。事業計画書には、変更理由及びリース期間等の変更箇所のみを記載していただきますが、今後の取組内容やKPIの変更は不要です。 新リース事業では、地域委員会で地域計画を変更(地域計画に添付されている借受者事業計画書の取組概要のみ変更し、KPI等の変更は不要)、し、成長産業化審査会に提出する必要があります。 なお、具体的な申請手続きの方法等については、リース事業者にお尋ねください。
3	リース料の支払猶予のための計画変更の際には、申請書等において変更理由をどのように記載すればよいですか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	リース料の支払猶予を必要とする理由を具体的に記載してください。その際、コロナの収支への影響(例えば、漁労収入が過去の同時期、前数ヶ月と比較してどれだけ減少したかなど)を具体的に記載してください。
4	リース料の支払猶予に加え毎回のリース料の支払額の変更は可能ですか。 本措置に伴うリース期間の延長は可能ですか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	毎回のリース料の支払額の変更が可能となります。例えば、リース期間を変更せずに今年度の支払を半額とし、次年度以降に残りの半額分を上乗せする計画変更や、リース期間を1年間延長し、最終年に残りの半額部分の支払をする計画変更も可能です。なお、本措置に伴うリース期間の延長は1年間に限定しており、リース期間の長期延長(5年から10年への変更など)は対象となりませんのでご注意ください。
5	申請手続きにはどれくらいの期間がかかりますか。 支払日(口座引落日)の何日前までに申請する必要がありますか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	リース料支払月の前々月末日までに都道府県に申請をお願いします。なお、令和6年4月にリース料を支払う借受者であって本申請を希望する方は、リース事業者まで速やかにご一報ください。

	質 問	分類	回答
6	リース料の支払猶予期間でも利子・保証料の助成は引き続き受けられますか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	リース料支払猶予期間であっても、利子・保証料の助成は引き続き受けられます。ただし、利子・保証料の助成期間が延長されるものではありませんので、ご注意ください。
7	リース料の支払猶予年度でも借受者の年内の漁業所得やKPIの達成状況の報告が必要になりますか。また、当該年度の実績値は、KPIの達成状況にかかる広域委員会が行う評価の対象になりますか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	漁船リース事業及び新リース事業のいずれもリース料の支払猶予期間において猶予期間前と同じ報告等が必要となります。また、KPIの達成状況等について広域委員会、成長産業化審査会の評価を受けることになります。 実績値の報告にあたってはコロナの影響が明らかになるよう、漁業収入、魚価等について過去年や前数ヶ月と比較ができるようにしてください。
8	今回のリース料の支払猶予の措置を受けても、実績値の評価結果等により、事業評価委員会で改善計画の作成が必要とされる場合がありますか。	【新型コロナウイルス感染症関連】	リース期間の残りの期間や実績値の目標達成の程度等を踏まえ、KPIが未達成又は未達成となる可能性が高いと評価された場合には、改善計画の作成が求められることになります。